

計 約51億円（財源：地方創生臨時交付金）

金融支援

新型コロナウイルス対策事業継続応援金【第2弾】

新型コロナウイルス感染拡大の長期化を踏まえ、事業継続応援金の申請期間を延長するとともに売上減少要件等を緩和

約24.8 億円

(R 2.2月冒頭)

コロナ関連新保証制度融資保証料補助事業

資金繰りが厳しい中小企業者に対し新たに創設される新型コロナウイルス対応制度融資の保証料がゼロとなるよう補助

約 5.8 億円

(R 3当初)

事業再構築支援

新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中長期的なビジネスモデルの転換に取り組む県内中小企業等を支援

約10.5 億円

(R 2.2月冒頭)

飲食業支援

新潟県事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の警報の発令等に伴う外出自粛により、売上の減少が続いている飲食業者の事業継続を支援

約 9.9 億円

(R 2.2月冒頭)

新型コロナウイルス対策事業継続応援金【第2弾】

(R2.2月冒頭: 2,477,898千円)

新型コロナウイルス感染症対応資金の4年目分利子相当額を支給する「事業継続応援金」の申請期間を延長するとともに売上減少等の支給要件を緩和

	現制度	第2弾
対象者	新型コロナウイルス感染症対応資金を3年を超えて借り入れている中小事業者	<p>〔保証申込期限: 令和3年3月31日〕 〔融資実行期限: 令和3年5月31日〕</p>
支給要件	直近2ヶ月の売上高が連続して前年比 <u>30%以上減少</u>	直近2ヶ月の売上高が連続して前年比 (令和3年2月以降の売上高については前年比又は前々年比) <u>20%以上減少</u>
支給額		融資4年目利子相当額
申請期間	令和3年11月2日～令和3年2月19日	<u>令和3年2月22日～令和3年6月18日</u>
その他		既に応援金の支給を受けている融資分は対象外(借換えした場合を含む)

コロナ関連新保証制度融資保証料補助事業

(R3当初：581,614千円)

セーフティネット資金（経営支援枠）に設けるコロナ関連の新保証要件に係る信用保証料がゼロとなるよう補助

対象者

4月から開始予定の「コロナ関連新保証制度融資」を借り入れる中小事業者

【コロナ関連新保証制度融資の要件】次の全ての項目に該当する者

- ・新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上高が15%以上減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた者
- ・金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、経営改善等に取り組む者

補助額

保証料0.2%分を補助（事業者負担ゼロ）

申請時期

4月開始予定

制度の詳細は、決定次第改めてお知らせします

新保証制度融資	
限 度 額	4,000万円
資金使途	運転・設備・借換
融資期間	10年（据置5年）
利 率	3年以内 1.15% 5年以内 1.35% 7年以内 1.55% 10年以内 1.75%
保 証 料	0.2%

新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業

(R2.2月冒頭：1,052,617千円)

- ・中長期的なビジネスモデルの転換に取り組む県内中小企業等を国と一体となって支援
- ・国事業の補助対象とならない小規模な取組を後押しするため補助下限額や対象要件を緩和

		(県事業) 新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業	(国事業) 中小企業等事業再構築促進事業（中小企業通常枠）
対象者		県内中小企業等	中小企業等
対象事業		新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルスによる社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であること	同左
補助率		2 / 3 以内	同左
補助金額		上限100万円（補助対象事業費150万円） 下限 13万円（補助対象事業費 20万円）	上限6,000万円（補助対象事業費9,000万円） 下限 100万円（補助対象事業費 150万円）
補助 対象 要件	売上減少要件	申請前の直近6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること	同左
	支援機関の関与等	商工会・商工会議所の相談等の支援を受けること	国が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定すること
	付加価値要件	なし	補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加を達成すること 等

募集開始時期：4月開始予定（制度の詳細は、決定次第改めてお知らせします）

新潟県事業継続支援金

(R2.2月冒頭：988,389千円)

新型コロナウイルス感染症の警報の発令等に伴う外出自粛により売上の減少が続いている飲食業者の事業継続を支援

対象者

県内で飲食店又はカラオケ店を営む事業者

支給要件

以下に掲げる項目の全てを満たすこと

- 直近2ヶ月の売上高が連続して前年比（令和3年2月以降の売上高については前年比又は前々年比）20%以上減少
- 食品衛生法の飲食業又は喫茶店の許可を受けていること
- ガイドラインに基づいた感染防止対策を実施していること
- 今後も引き続き事業を継続すること

支給額

1事業者20万円（県内で複数店舗を経営する場合は40万円）

募集開始

3月中旬（予定）

申請方法等の詳細は、申請要領等により改めてお知らせします
個別のお問合せにつきましては、申請要領等を公表する際に開設するコールセンターで対応させていただきます